

公職選挙法施行令(案)

全国選挙管理委員会

280

内閣は、公取選挙法（昭和二十五年法律第 号）第二百七十二條第一項その他の委任規定並びに  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十條及び同法附則第二十一條の規定に基づき、こ  
の政令を制定する。

# 公取選挙法施行令

## 目次

|                                               |    |
|-----------------------------------------------|----|
| 第一章 選挙権（第一條）                                  | 一  |
| 第二章 選挙に關する区域（第二條—第九條）                         | 一  |
| 第三章 選挙人名簿（第十條—第二十三條）                          | 四  |
| 第四章 投票（第二十四條—第四十九條）                           | 八  |
| 第五章 不在者投票（第五十條—第六十五條）                         | 一五 |
| 第六章 票（第六十六條—第七十九條）                            | 二七 |
| 第七章 選挙会及び選挙分会（第八十條—第八十七條）                     | 三二 |
| 第八章 公取の候補者（第八十八條—第九十三條）                       | 三三 |
| 第九章 地方公共団体の長の決選投票の特例（第九十四條—第九十六條）             | 三八 |
| 第十章 選挙を同時に行うための特例（第九十七條—第一百七條）                | 三八 |
| 第十一章 選挙運動（第一百八條—第一百二十六條）                      | 四二 |
| 第十二章 選挙運動に關する收入及び支出（第一百二十七條—第一百二十九條）          | 四七 |
| 第十三章 市町村の境界の変更があつた場合の選挙の執行の特例（第一百三十條—第一百三十三條） | 四九 |
| 第十四章 附則（第一百三十三條—第一百四十五條）                      | 五〇 |

## 附則

### 別表第一

### 別表第二

## 第一章 選挙権

（住所要件を有する者の選挙権取得の手續）

第一條 引き続き三箇月以上本市町村の区域内に住所を有していた者で天災事変等に因り止むをなく他の  
市町村の区域内に住所を移したものが公取選挙法（以下「法」という。）第九條第三項の規定によつ  
てする申出、又は海外引揚者が法第二百七十條第一項の規定によつてする申出は、その事由を記載  
した文書をもつてしなければならない。

## 第二章 選挙に關する区域

（法別表第一の市以外の市の属する選挙区）

第二條 法別表第一（衆議院議員の選挙区）に掲げる市以外の市は、その市が設置され、又は町村  
がその市となる前にその市の区域が包含されていた郡の区域、支庁の所管区域又は市の区域の属す  
る選挙区に包含されるものとする。

2. 前項の市が二以上の選挙区にわたつて新に設置されたものであるときは、その区域の属すべき  
選挙区は、同項の規定にかかわらず、内務省選挙区における議員一人当りの人口、内務省選挙区に属し  
ていた者でその市に属するにいたつたものの数その他の事情を考慮して、全国選挙管理委員会が定

める。

3. 全国選挙管理委員会は、前項の規定によつて市の区域が属すべき選挙区を定めた場合においては、選挙区を定める旨を衆議院議長及び内閣府知事、都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

4. 第二項の市の設置が地方自治法第七條第一項の規定によつてなされた場合においては、都道府県知事、同法同條第二項の規定によつてなされた場合においては、内閣総理大臣は、全国選挙管理委員会に対し選挙区を定める旨の報告又は通知をしなければならない。

(市の境界の変更に伴う選挙区の変更)

第三條 二以上の衆議院議員の選挙区の境界にわたつて市と市の間に境界の変更へ市の議決があつた場合を除く。が、あつた場合には、選挙区の区域は、それによつて変更するものとする。

(都道府県の議会の議員の選挙区の特例)

第四條 法第十五條第二項の規定によつて数区域を合せて一選挙区を設けることができる場合は、都道府県の議会の議員の選挙区となつてゐる即市の区域でその人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数の半数に達しないものを合せ、又はこれと他の区域を合せて一選挙区を設ける場合に限るものとする。

2 法第十五條第二項の規定による選挙区を設け、若しくは廃止し、又はその区域を変更することのできる場合は、一級選挙を行う場合に限るものとする。但し、新たに郡の区域を画し、又は市を設置し、若しくは町村が市となつた場合その他の地理に存する郡市の区域に異動を生じた場合において、前項の規定によつて一選挙区を設けることができることとなつた関係区域については、この限りでない。

(都道府県の議会の議員の選挙区の変更)

第五條 都道府県の議会の議員の選挙区において選挙すべき議員の定数は、議員の任期中において、新たに郡市の区域の設定又は廃止があつた場合に限り、附属がある選挙区については、変更することができる。

(都道府県の議会の議員の所属選挙区の変更)

第六條 都道府県の議会の議員の任期中新たに郡市の区域の設定があつた場合においては、これに該当すべき都道府県の議会の議員は、従前その区域が属してゐた選挙区から選出した議員の中から選挙管理委員会がくじで定める。但し、その区域内に住所を有する議員があるときは、その議員をもつてその区域から選出された議員とし、若しその区域内に住所を有する議員の数がその区域の配当議員数より多いときは、それらの議員の中からくじで定める。

2 都道府県の議会の議員の任期中郡市の区域の廃止があつた場合においては、当該区域が新たに属することとなつた選挙区に配当すべき議員は、前項の規定に準じて選挙管理委員会が定める。

(特定の市の区に対する前四條の準用)

第七條 第三條から前條までの規定は、地方自治法第五十五條第二項の市の議会の議員の選挙区並びにその選挙区において選挙すべき議員の定数及び選挙区に配当すべき議員に關して、その市の区域に準用する。

(市町村の議会の議員の任期中における選挙区及び定数の変更)

第八條 市町村の設置分合又は境界変更があつた場合において、地方自治法第九十一條第四項の規定によつて議会の議員の定数を増減するときは、議員の任期中において、前條の市にあつては各選挙区において選挙すべき議員の定数を變更し、前項の市以外の市及び町村にあつては関係区域を区域とする選挙区を設け、若しくは関係区域を選挙区に編入し、又は各選挙区において選挙すべき議

買の定数を変更することができる。この場合においては、第六條第一項の規定を準用する。

(人口に比例しない議員の定数)

第九條 市町村の應選分合又は境界変更があつた場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は人口に比例しない

で、定めることができる。

### 第三章 選挙人名簿

(基本選挙人名簿に登録される船員)

第十條 法第二十一條の場合においては、市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域内に住所を有しない船員についてその基本選挙人名簿を調製するものとする。

(船員所有者の変更の場合における雇用期間の計算)

第十一條 法第二十一條第一項に規定する三箇月の期間とは、船員法(昭和二十二年法律第百号)第四十三條(船舶所有者の変更による雇入契約の終了)の規定によつて、雇用契約が継続し、又は継続するものとみなされる場合においては、同一の船舶所有者に雇用されているものとして計算するものとする。

(船員の基本選挙人名簿の調製に関する調査)

第十二條 市町村の選挙管理委員会は、船員の基本選挙人名簿の調製に關し必要がある場合においては、船舶所有者、船員その他の関係人の出頭又は選挙人名簿調製のための資料の提出を求めることができる。この場合においては、船舶所有者、船員その他の関係人は、正当な理由がなければ拒むことはできない。

2. 船舶所有者は、船員の申出によつて法第二十一條第二項に規定する船員名簿を作製する場合にお

いては、あわせてその船員に船員の基本選挙人名簿に登録される資格がある者である旨の宣誓書を提出してこれを船員名簿に添えて選挙管理委員会に提出しなければならぬ。

(船員名簿及び船員の基本選挙人名簿の記載事項)

第十三條 船員名簿には、船員の氏名、性別、生年月日、雇用年月日及び船員手帳に記載されている登録番号並びに配偶者、子又は父母のある者については、これらの者の氏名及び住所を記載しなければならない。

2. 船員の基本選挙人名簿には、船員の氏名、住所、性別及び船員手帳に登録されている登録番号を記載しなければならない。

3. 前項に規定する船員の住所は、その船員の雇用事務を取り扱う船舶所有者の事務所の所在地とする。

(船員に交付すべき選挙人名簿登録証明書)

第十四條 基本選挙人名簿(船員の基本選挙人名簿を除く)又は補充選挙人名簿に登録された船員、市町村の選挙管理委員会に対して、選挙人名簿登録証明書の交付を申請しなければならない。

2. 市町村の選挙管理委員会は、船員の基本選挙人名簿に登録された船員に対しては、船舶所有者を通じて、選挙人名簿登録証明書を交付しなければならない。

3. 前二項の選挙人名簿登録証明書は、船員手帳にはりつけておかなければならない。

(船員の死亡等に関する届出)

第十五條 船舶所有者は、その雇用している船員で法第二十一條の基本選挙人名簿に登録されているものが死亡し、選挙権を失ひ、又は船員でなくなつた場合においては、遅滞なく、その旨を当該基本選挙人名簿を管理する選挙管理委員会に通知しなければならない。

(船舶管理人、船舶借入人等)

第十六條 第十一條から前條まで及び第二十九條中船舶所有者に関する規定は、船舶所有者の場合には、船舶管理人に、船舶賃借の場合には船舶借入人に、船舶所有者は、船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者に、それを用いる。

(二重登録の通知)

第十七條 市町村の選挙管理委員会は、その市町村の補充選挙人名簿に登録すべき者が、他の市町村(地方自治法第五十五條第二項の市の区を含む。)の基本選挙人名簿又は補充選挙人名簿に登録されていることを発見した場合においては、遅滞なくその旨を両市の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならぬ。

(選挙人名簿の修正)

第十八條 市町村の選挙管理委員会は、第十五條若しくは前條の規定による通知を受けた場合、又は選挙人名簿に登録されている者が選挙人名簿に登録される資格を有せず、若しくは登録される資格を有しなくなつたことを知つた場合においては、直ちに選挙人名簿を修正しなければならぬ。

(選挙人名簿の移送又は引継)

第十九條 市町村の選挙管理委員会は、市町村の境界変更があつた場合においては、選挙人名簿中新たに他の市町村に属することになつた区域に係るその市町村の選挙管理委員会に送付しなければならぬ。

2. 市町村の設置分合があつた場合においては、新たにその区域が属することになつた市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿中その市町村に属することになつた区域に係る部分を引き継がなくてはならぬ。

3. 選挙管理委員会は、選挙人名簿の送付を受け、又は引継をした場合には、直ちにその旨を告示するとともに、その旨を送付又は引継に係る選挙人名簿に登録されている者の数を都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならぬ。

4. 前三項の規定は、地方自治法第五十五條第二項の市において、新たに区を設け、又はその区域を変更した場合に準用する。但し、前項の規定を準用して区の選挙管理委員会が報告をする場合においては、市の選挙管理委員会を経る必要はない。

5. 第一項及び第二項の規定によつて送付を受け、又は引継をした選挙人名簿は、市町村の設置分合又は境界変更にかかる地域の新たに属した市町村の選挙人名簿となるものとする。

(確定前の補充選挙人名簿の移送又は引継)

第二十條 前條第一項又は第二項(同條第四項において準用する場合を含む。)の規定により送付又は引継を受けた補充選挙人名簿は確定前であるときは、その名簿の総覧、確定及び異議の決定に関する期日及び期間、市町村の選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示しなければならぬ。

(選挙人名簿の再調整)

第二十一條 法第三十條の規定によつて選挙人名簿を再調整する場合においては、当該選挙人名簿の調整、総覧、異議の決定及び確定に関する期日及び期間、申請の方法及び期間並びに船員名簿の提出その他選挙人名簿の再調整について必要となる事項は、市町村の選挙管理委員会が、定めてあらかじめ告示しなければならぬ。

2. 法第三十條の規定により補充選挙人名簿を調整する場合においては、同法第二十六條第三項の規定にかかわらず、選挙人の年令及び住所の期間、その名簿の確定の期日によつて算定する。

(選挙人の数の報告)

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、基本選挙人名簿又は補充選挙人名簿を調製し、又はこれらを再調製した場合においてこれらの名簿が確定したときは、遅滞なく、その確定した名簿に在籍せられた選挙人の数を都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならぬ。

（選挙人名簿の保存）

第二十三條 選挙人名簿及びその抄本は、その名簿又は抄本を用いて選挙された衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は教育委員会の委員の任期の存続する期間中市町村の選挙管理委員会において保存しなければならぬ。

#### 第四章 投票

（投票管理者の職務代理者又は職務管理者の選任）

第二十四條 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合に於いて、その職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中からあらかじめ選任して置かなければならぬ。

第二十五條 選挙管理委員会委員長は、投票管理若しくはその職務を代理すべき者として事故があり、又はこれらの者が欠けた場合に於いては、直ちに選挙管理委員会又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に投票管理者の職務を管理すべき者を選任しなければならぬ。

第二十六條 参議院地方選出議員の選挙と参議院全国選出議員の選挙とは同時に行なう場合においては、市町村の選挙管理委員会は、参議院地方選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者又はこれを管理すべき者と同時に参議院全国選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者又はこれを管理すべき者に選任することが出来る。

（投票管理若しくはその職務代理者の氏名等の告示）

第二十七條 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七條第二項又は前條の規定によつて投票管理若しくはその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならぬ。

（投票立会人の氏名等の通知）

第二十八條 市町村の選挙管理委員会は、投票立会人を選任した場合においては、直ちにその者の住所、氏名及びその者の属する政党その他の政治団体の名簿をその投票立会人の立ち合う投票所の投票管理若しくは通知しなければならぬ。

（投票所の閉鎖時刻の特例）

第二十九條 交通至難の島その他の特別の事情のある地域に在る投票所については、市町村の選挙管理委員会は、法第四十條に定める投票所の閉鎖時刻を、二時間の範囲内において、繰り上げ、又は繰り下げることが出来る。この場合においては、あらかじめ、都道府県の選挙管理委員会の承認を得なければならぬ。

第三十條 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定によつて、投票所の閉鎖時刻を繰り上げ又は繰下げた場合においては、直ちにその旨を告示して選挙人に通知せるとともに、これをその投票所の投票管理若しくは通知しなければならぬ。

（選挙人名簿の送付）

第三十一條 市町村の選挙管理委員会は、投票の期日の前日までに投票区の区域に係る選挙人名簿又はその抄本をその投票区の各投票管理若しくは送付しなければならぬ。

（住所移動者の投票）

第三十二條 選挙人は、選挙人名簿の調製期日後にその属する投票区の区域外に住所を移した場合に

おいては、その選挙権を有するときは、居住所地の投票区の投票所において投票しなければならない。但し、現に住所を有する市町村の補充選挙人名簿に登録された場合においては、この限りでない。

(船員の投票所)

第三十條 法第二十一條の規定によつて調製した船員の基本選挙人名簿に登録された船員は、当該選挙人名簿に記載されている船舶所有者の事務所が所在地の属する投票区の投票所において投票しなければならない。その事務所が選挙人名簿に登録された後にその投票区の区域外に移転された場合には、同様に、同様とする。

(投票所入場券及び到着番号札の交付)

第三十一條 市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がない限り、投票の期日の前日までに選挙人に投票所入場券を交付するように努めなければならない。

投票管理委員会は、投票所における事務の処理のために必要があると思われる場合には、投票所の入口において選挙人に到着番号札を交付することができる。

(投票記載の場所、設備)

第三十二條 市町村の選挙管理委員会は、投票所において選挙人が投票の記載をする場所について、他人がその選挙人の投票の記載を見ること、又は投票用紙の交換その他の不正の手段が用いられることがないようにするために、相当の設備をしなければならない。

(投票箱の構造)

第三十三條 投票箱は、できる限り堅固な構造とし、且つ、その上部のふたに各々異なる二以上の錠を掛けなければならない。

3の丙

(投票箱に何も入っていないことの確認)

第三十四條 投票管理委員会は、選挙人が投票をする前に投票所にいる選挙人の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。

(投票用紙の交付)

第三十五條 投票管理委員会は、投票立会人の面前において、選挙人が選挙人名簿に登録されている者であることを選挙人名簿又はその抄本と対照して確認した後、これに投票用紙を交付しなければならない。

(投票用紙の引換)

第三十六條 選挙人は、誤つて投票用紙を汚損した場合においては、投票管理委員に対して、その引換を請求することができる。

(投票用紙の投入)

第三十七條 法第四十八條第一項の規定する代理投票の場合を除く外、投票用紙は、投票管理委員が投票立会人の面前において、選挙人が自ら投票箱に入れなければならない。

(点字投票)

第三十八條 法第四十七條の規定によつて盲人が投票に關する記載に使用することができる点字は、別表第一で定める。

2. 選挙人は、点字によつて投票をしようとするときは、投票管理委員に対して、その旨を申し立てなければならない。この場合においては、投票管理委員は、投票用紙に点字投票である旨の印を押してこれを交付しなければならない。

(代理投票)

第三十九條 法第四十八條第一項の規定による代理投票の申請があつたときは、投票管理者は、投票立会人の意見を聞いて、当該選挙人の投票を補助すべき者二人を定め、その一人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が支持する候補者の氏名を記載させ、他の一人をこれに立ち会わせなければならぬ。

(選挙人の宣言)

第四十條 投票管理者は、法第五十條第一項の規定によつて、選挙人に本人である旨の宣言をさせる必要がある場合には、投票立会人の面前においてその宣言をさせ、投票所の事務に従事する者にこれを筆記させ、選挙人に読み聞かせた上、選挙人にこれに署名させなければならぬ。この場合において、選挙人が、身体の故障又は文盲に因り、自ら宣言又は署名することができないときは、宣言書を作製してこれを本人に読み聞かせ、その旨を宣言書に記載しなければならぬ。

2 前項の規定による宣言書は、投票係に添付しなければならぬ。

(代理投票の取扱い)

第四十一條 投票管理者は、法第四十八條第一項の規定によつて身体の故障又は文盲であることを理由として、代理投票を申請した選挙人がある場合において、その事由が明白と認めるときは、投票立会人の意見を聞き、その可否を決定することができる。

2 前項の決定を受けた選挙人が、その決定に不服である場合においては、投票管理者は、仮に投票をさせなければならぬ。

3 投票管理者は、第一項の規定する選挙人が代理投票をすることについて投票立会人に異議がある場合においては、その選挙人に仮に投票をさせなければならぬ。

4 前二項の場合においては、投票管理者は第三十九條の規定によつて投票用紙に候補者の氏名を記

3の外  
4の外

載した場合には、その選挙人及び投票立会人の面前において投票用紙を封筒に入れて封をさせ、且つ、封筒の表面に選挙人及びその者の氏名を記載させて投票箱に入れさせなければならぬ。

(投票用紙の返付)

第四十二條 投票をする前に自ら投票所外に退出し、又は法第六十條(投票所における秩序保持)の規定によつて退出を命ぜられた選挙人は、投票用紙を投票管理者に返さなければならぬ。

(投票箱を閉鎖する場合の措置)

第四十三條 法第五十三條の規定によつて投票箱を閉鎖すべき場合においては、投票管理者は、投票箱のふたを閉じ、かぎをかけ上、一つのかぎは、投票箱を送致すべき投票立会人(投票管理者が同時に投票管理者である場合においては、投票管理者の指定した投票立会人)が保管し、他のかぎは、投票管理者が保管しなければならぬ。

(投票箱の持出し禁止)

第四十四條 投票箱は、これを閉じた後開票管理者に送致する場合の外は、投票所の外に持ち出してはならぬ。

(投票に関する書類の保存)

第四十五條 投票に関する書類は、当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は教育委員会の委員の任期の存続する期間中、市町村の選挙管理委員会において保存しなければならぬ。

(繰上投票の期日の告示及び通知)

第四十六條 選挙管理委員会、法第五十六條(繰上投票の規定によつて投票の期日を定めた場合において)、直ちにその旨を告示し、且つ、市町村の選挙管理委員会があつては投票管理若しくは開票

管理若に（地方自治法第五十五條第二項の市においては）区の選挙管理委員会を経てこれら若に  
都道府県の選挙管理委員会にあつては、町村の区域を区域とする市町村の選挙管理委員会を経てこれら若に  
選挙管理委員会（地方自治法第五十五條第二項の市においては）市の選挙管理委員会を経て区の選  
挙管理委員会に、これを通知しなければならぬ。

2. 市町村の選挙管理委員会（地方自治法第五十五條第二項の市においては）区の選挙管理委員会  
は、都道府県の選挙管理委員会から前項の通知を受け、場合においては、直ちにその旨を投票管理  
若に開票管理若に町村の区域を区域とする市町村の選挙管理若を除く。）に通知しなければなら  
ぬ。

（地方公共団体の長の選挙における投票期日の延期と繰上投票）

第四十七條 地方公共団体の長の選挙については法第六十六條第五項（投票期日の延期）又は第六十七  
條第三項（繰上投票期日の延期）若しくは第六十八條第三項（同時選挙における繰上投票期日の  
延期）に規定する事由が生じた場合において、同法第五十六條（繰上投票）の規定による投票の期  
日が定められ、区域があるときは、その期日を定め、区選挙管理委員会は、その区域において既に投  
票が行われた場合においては新たに期日を定めて投票を行わせ、また投票が行われていない場合に  
おいては新たに投票の期日を定めなければならない。

2. 前項の選挙については、新たに投票の期日を定め、区域に係る投票箱、投票票及び選挙人名簿又  
はその抄本の送致は、投票の終了後できる限り速やかに行われなければならない。

（繰上投票の期日の通知）

第四十八條 法第五十七條（繰上投票）第一項の規定によつて投票の期日を定め、場合においては  
市町村の選挙管理委員会にあつては投票管理若に開票管理若に選挙長に、地方自治法第五十五

4の4

條第二項の市においては）区の選挙管理委員会を経てこれら若に、都道府県の選挙管理委員会に  
あつては町村の区域を区域とする市町村の選挙管理若に開票管理若に選挙長に、参議院全選出議員の選挙にあ  
つては選挙分会長）並に市町村の選挙管理委員会（地方自治法第五十五條第二項の市において  
は市の選挙管理委員会を、至て区の選挙管理委員会に、直ちにその旨を通知しなければならない。  
2. 市町村の選挙管理委員会（地方自治法第五十五條第二項の市においては）区の選挙管理委員  
会）は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受け、場合においては、直ちにそ  
の旨を投票管理若に開票管理若に町村の区域を区域とする市町村の選挙管理若を除く。）に通知  
しなければならない。

（投票を行わない旨の通知）

第四十九條 法第六條（無投票当選）や二項の規定によつて選挙長がする通知は、衆議院議員及び参  
議員地方選出議員並びに都道府県の議会の議員及び長の選挙については市町村の選挙管理委員会を  
経て、参議院全選出議員の選挙については選挙分会長を経てしなければならない。

第五章 不在者投票

（投票用紙及び投票用封筒の請求）

第五十條 選挙人は、法第四十九條（不在者投票）に掲げる事由に因つて選挙の当日自ら投票所に行つ  
て投票をすることができないと認められる場合においては、選挙の期日の公示又は告示があつた日  
から選挙の期日の前日までは、登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委  
員長に対して直接又は郵便をもつてその旨を証明して、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を  
請求することができる。

2. 前項の請求をする若はその現に職務若しくは業務に従事し、旅行し、若しくは滞在している世の



旨に当該市町村の選挙管理委員会の委員長に説明しなければならない。

（投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付）

第五十三條 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十條第一項、第四項又は第五項の規定によつて投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合には、直ちにその選挙に用いるべき選挙人名簿若しくはその抄本と対照し、且つ、その請求をした選挙人が第五十九條各号に掲げる事由の一に因つて選挙の当日自ら投票所に行つて投票をすることができないと認めるときは、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに左の各号に定める措置をとらなければならない。

一 第五十條第一項の場合にあつては、選挙人に、直接に交付し又は郵便で発送する。

二 第五十條第四項の場合にあつては、同居の親族に交付する。

三 第五十條第五項の場合にあつては、当該不在者投票の投票管理若しくはその代理人に、交付し又は郵便で送つて、発送する。

2 選挙管理委員会の委員長は、第五十條第三項又は第四項の規定によつて他の市町村又は選挙人の現在する場所において投票又は投票の記載をする旨の申立を受けた場合においては、その申立をした選挙人について、氏名、選挙人名簿の複製日における住所及び生年月日並びに勤務若しくは事業若しくはその事務若しくは業若しくはその他、旅行中若しくは滞在中であるべき地、船舶、病院、監獄、代用監獄若しくは少年院の名稱又は選挙人の現在地と記載した不在者投票証明書を複製し、これらと

封筒に入れて封じ、封筒の表面に不在者投票証明書が在中する旨を表示し、その裏面に署名し、て印を押し、これを前項の投票用紙及び投票用封筒とともに、選挙人又はその同居の親族に交付し、又は郵便で送つて発送しなければならない。

3 第一項の場合において第五十條第三項、第四項又は第五項の規定によつて投票する旨の申立をした選挙人に交付し又は発送すべき投票用紙には、点字投票である旨の印を押しなければならない。

4 第一項第二号又は第三号に掲げる者は、投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書（第一項第三号の者の場合を除く）を受け取つた場合においては、直ちにこれを選挙人に渡さなければならない。

（郵員に対する不在者投票の投票用紙及び投票用封筒交付の特例）

第五十四條 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十條第一項若しくは第五項又は第五十條の規定によつて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した場合には、これに対し投票用紙及び投票用封筒を交付する場合においては、その郵員の郵員手帳にはりつけた選挙人名簿登録証明書に当該選挙の補選及び期日並びに、当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した年月日を記入しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十一條の規定によつて投票用紙及び投票用封筒を交付

する場合においては、投票用封筒にその市町村名、交付の年月日、選挙の種別及び票の並み並びに当該  
総務が登録されている選挙人名簿の属する市町村を記入しなければならぬ。

(不在者投票管理)。

第五十五條 法第四十九條の規程による不在者投票の投票管理(以下「不在者投票管理」という)は、  
選挙人が投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた事由に従つてそれぞれ左の各号に掲げる者とする。  
る。

- 一、法第四十九條第一号に掲げる事由によつて交付を受けた場合は、選挙人が登録されている選挙  
人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長又はその現に職務若しくは業務に従事している  
他の市町村の選挙管理委員会の委員長
- 二、法第四十九條第二号に掲げる事由によつて交付を受けた場合は、選挙人が登録されている選挙人  
名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長又は現に執行し、若しくは滞任している地の市町  
村の選挙管理委員会の委員長
- 三、法第四十九條第三号に掲げる事由に因つて交付を受けた場合は、選挙人が登録されている選挙  
人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長

6の外

2 正の各号に掲げる者の不在者投票については、前項の規程にかかわらず、それぞれ当該各号に  
規定する者を不在者投票管理とする。

一、総トン数二十トン以上の船舶(船舶にあつては総トン数三十トン以上のものとする。)に乘組  
中の船員の不在者投票については、その船舶の船長

二、都道府県の選挙権理委員会が指定する病院に入院中の者の不在者投票については、その病院の  
院長

三、監獄又は代用監獄に拘禁中の刑事被告人、及び被疑者並びに労働場に留置中の罰金又は過料の  
刑に処せられた者の不在者投票については、その監獄の長又は代用監獄の管理官

四、少年院に收容中の保護処分を受けた者の不在者投票については、その少年院の長  
第五十六條 法第四十九條各号に掲げる事由に因り投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人(

前條第二項各号に掲げる者を除く)は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村において投  
票をしようとする場合においては、選挙の期日の前日までにその投票用紙及び投票用封筒を不在者  
投票の理官であるその市町村の選挙管理委員会の委員長に提示してその点検を受けた後、その管理  
する投票の記載をする場所において、投票用紙に自ら当該選挙の候補者一人の氏名を記載し、これ  
を投票用封筒に入れ封筒を投票用封筒の表面に署名してこれをその不在者投票管理者に提出しなければならぬ。

2 前項の場合においては、不在者投票管理者は、当該市町村の選挙人名簿に登録された者を立ち合  
わなければならない。

3 第一項の場合において、不在者投票管理者は、選挙人が法第四十八條の規定によつて代理投票を  
することができる者であるときは、その申請に基づいて、前項の規定によつて立ち合つた者の意見を  
聞いて、その選挙人の投票の記載を補助すべき者二人を定め、その一人に投票の記載をする場所に

において投票用紙にその選挙人が支持する候補者の氏名を記載させ、他の一人をこれに立ち合わせなければならぬ。

4 第四十一條（代理投票の投票用紙）の第一項から第三項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において不在投票管理署は、投票用紙に候補者の氏名を記載し、若しその者の氏名を投票用紙の表面に記載せなければならぬ。

5 第三十二條（投票記載の場所の設備）の規定は、第一項の場合における投票の記載をする場所に準用する。

（選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村における不在投票の方法）

第五十七條 法第四十九條第一号又は第二号に掲げる事由に因つて投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人（第五十五條第二項第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、その現に勤務若しくは業務に従事し、又は現に旅行し若しくは滞在する地の市町村において投票をしようとする者は、選挙の期日の前日までにその投票用紙及び投票用封筒を不在投票管理署であるその市町村の選挙管理委員会に提示するとともに、あわせて不在投票証明書の入つてゐる封筒を提出し、且つ、不在投票証明書の入つてゐる封筒を前記、不在投票証明書を調べた後、前條第一項の規定に準じて、投票をさせなければならぬ。

2 船員が法第四十九條第一号又は第二号に掲げる事由に因つて、第五十一條第一項の規定によつてその登録された選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員から投票用紙及び投票用封筒の交付を受け、場合においては、直ちにその市町村の不在投票管理署の管理する投票の記載をする場所において、前條第一項の規定に準じて投票をしなければならぬ。

6 の内

3 前條第二項から第五項までの規定は前二項の規定による投票に準用する。

（選挙人の現在する場所における不在投票の方法）

第五十八條 法第四十九條第二号又は第三号の規定する事由に該当する若し疾病、負傷、妊娠若しくは不慮の死又は産期にあるために歩行が著しく困難であるべきことを理由として投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人（第五十五條第二項各号に掲げる者を除く。）は、その現在する場所において投票の記載をしようとする場合においては、前二條の規定にかかわらず、投票用紙は自ら当該選挙の候補者一人の氏名を記載し、投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面にその者の氏名並びに投票の記載の日付及び場所を記載し、更にこれを不在投票証明書の入つてゐる封筒とともに他の適當な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に署名し、その選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して選挙の期日の前日までに到達するように郵便を以て送付し、又は同様に同族の親族によつて提出せなければならぬ。

2 前項の場合において、身体が故に因つて自ら候補者の氏名を記載することができない選挙人は、他人に投票の記載をさせることができる。この場合において、投票の記載をする者、投票用封筒の表面にその旨並びにその者の住所及び氏名を記載しなければならぬ。

（船員、入院患者、拘禁中の刑事被告人及び被疑者並びに少年院に収用中の者の不在投票の方法）

第五十九條 法第四十九條各号に掲げる事由に因つて投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた第五十五條第二項各号に掲げる選挙人は、選挙の期日の前日までに、その投票用紙及び投票用封筒を不在投票管理署に提示し、その点検を受け、その管理する投票の記載をする場所において、第五十六條第一項（選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村における不在投票の方法）の規定

に準じて投票をしなければならぬ。

2. 不在者投票管理者は、前項の場合において、選挙人が五十五歳未満又は五十五歳以上の規定によつて投票用紙封筒の交付を請求した者があるときは、その者が交付を受けた不在者投票証明書と封筒の裏面に提出させてその封筒を開き、これを開けた後、投票をさせなければならない。

3. 前二項の場合において、不在者投票管理者は、選挙権を有する者を、投票に立ち合わせなければならない。

4. 第三十三條（投票記載場所の設備）並びに五十六條第三項及び五十四條（不在者投票の代理投票及びその投票票）の規定は、第一項の投票の場合に準用する。

5. 第一項に規定する選挙人で、疾病、衰弱、妊婦若しくは不具のため、又は急病に在るため歩行が著しく困難である者は、不在者投票管理者の承認を受け投票台において、同項の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に自ら当該選挙の候補者一人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の裏面に署名してこれをその不在者投票管理者に提出しなければならない。

6. 不在者投票管理者は、前項の場合において、選挙人が五十五歳未満又は五十五歳以上の規定によつて投票用紙及び投票用封筒の請求をした者であるときは、その者が交付を受けた不在者投票証明書を封筒の裏面に提出させてその封筒を開き、これを開けた後、同項の承認を手えなければならぬ。

7. 前條第二項の規定は、第五項の投票の場合に準用する。  
（不在者投票の送致）

第六十條 不在者投票管理者は、第五十六條（選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村に

おける不在者投票）、第五十七條（選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村における不在者投票）及び前條（議員、入院患者、拘禁中の刑事被告人及び被疑者並びに少年院に収容中の者の不在者投票）の規定によつて投票を受け取つた場合においては、投票用封筒の裏面に投票の年月日及び場所を記載し、第五十六條第二項若しくはこれを準用する第五十七條第三項又は前條第三項の規定によつて投票に立ち会つた者とともにこれを署名し、更にこれを不在者投票証明書とともに他の適當な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在申する旨を明記し、その裏面に署名して印をおし、直ちにこれを選挙人が登録されている選挙人名簿の属する投票区の投票管理者に送致しなければならない。但し、不在者投票管理者が選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長でない場合においては、その市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し又は郵便をもつて送付しなければならない。

2. 選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十八條第一項（選挙人が現在する場所における不在者投票）の規定によつて投票の送付又は提出を受け取つた場合においては、不在者投票証明書の入つて封筒を開いて投票を点検した後に、前項の規定によつて投票の送致又は送付を受けた場合においては、直ちに、投票及び不在者投票証明書を選挙人の属する投票区の投票管理者に送致しなければならない。

（不在者投票に関する訓書）  
第六十一條 選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十條（投票用紙及び投票用封筒の請求）、第五十二條（不在者投票の事由に該当する旨の証明書の交付）、第五十三條（投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付）、第五十四條第一項（

組織に対する投票用紙及び投票用封筒の交付。〔第五十一條に規定する即命を除く。〕第五十六條  
へ選挙人が登録されている選挙人名簿の所する市町村における不在者投票の及び第六十條へ不在者  
投票の送致の規定によつてとつた措置の概要を記載した書類を複製してこれに署名し、関係のある  
投票管理若に送致しなければならぬ。この場合において関係のある投票区が二以上あるときは、  
同項の書類又はその抄本をもつて代えることができる。

2. 投票管理若は、前項の規定によつて送致された書類を投票紙に添えなければならぬ。

〔投票箱の肉封前送致を受けた不在者投票の措置〕

第六十二條 投票管理若は、投票所を閉じる時刻までに第六十條の規定による投票の送致を受けた場  
合においては送致に用いられた封筒を開いて、その中に入つてゐる投票及び不在者投票証明書をその  
まゝ保護しなければならぬ。

〔不在者投票の受理不受理等の決定〕

第六十三條 投票管理若は、投票箱を閉じる前に投票立会人の意見を聞いて前條の規定によつて保護  
する投票が受理することとすることができるものであるかどうかを決定しなければならぬ。

3. 前項の規定によつて受理の決定を受けた投票は第五十六條第四項へ代理投票の紙投票。〔第五十  
七條第三項又は第五十九條第三項において準用する場合を含む。〕の規定の適用を受けたものがあ  
るときは、投票の管理若は、投票立会人の意見を聞いて、これを拒否するかどうかを決定しなければ  
ならぬ。

4. 第一項の規定によつて受理の決定を受け、且つ、前項の規定によつて拒否の決定を受けない投票  
は、投票管理若において直ちにこれを投票箱に入れなければならぬ。

5. 第一項の規定により受理すべきでないとして決定された投票又は第二項の規定による拒否の決定を受

7のウ

けた投票は、投票管理若が更にその投票用封筒に入用紙を添へ、その表面に第一項の規定によ  
る不受理の決定又は第二項の規定による拒否の決定があつた旨を記載し、投票箱に入れなければな  
らぬ。

〔不在者投票の手続の変更〕

第六十四條 第五十三條第一項又は第五十四條の規定によつて交付を受けた不在者投票の投票用紙及  
び投票用封筒は、選挙の当日、投票所においては、使用することができない。

2. 選挙人は、第五十三條第一項又は第五十四條の規定によつて不在者投票の投票用紙及び投票用封  
筒の交付を受けた場合において、選挙の期日の前日までに不在者投票をしなかつたときは、その投  
票用紙及び投票用封筒へ第五十三條第二項の規定によつて交付を受けた不在者投票証明書がある場  
合においては、投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書を投票管理若に返して法第四十四條  
へ投票所における投票の規定による投票をすることができない。

3. 第五十三條第二項の規定によつて不在者投票証明書の交付を受けた選挙人は、その登録されてい  
る選挙人名簿の属する市町村の不在者投票 管理若に不在者投票証明書を提出して、第五十六條の  
規定による投票をすることができない。

〔投票所閉鎖後に送致を受けた不在者投票の措置〕

第六十五條 投票管理若は、投票所を閉じるべき時刻を経過した後第六十條へ不在者投票の送致の  
の規定による投票の送致を受けられた場合においては、送致に用いられた封筒を開いて、投票用封筒の  
裏面に受け取つた年月日及び時刻を記載し、これを投票管理若に送致しなければならぬ。

## 第六章 南 票

〔数町村の区域を合せて一南票区を設けた場合の南票管理若〕

第六十六條 法第十八條第二項の規定によつて教町村の区域を合せて一南票区に設けた場合においては、南票管理若は、当該選挙の選挙権を有する者の中から、南票町村の選挙管理委員会が協議して選任しなければならぬ。その協議がととのわぬ場合には、和道村の選挙管理委員会がこれを選任する。

(南票管理若の職務代理者又は職務管理若の選任)

第六十七條 市町村の選挙管理委員会は南票管理若に事故があり、又は南票管理若が欠けた場合には、つて、その職務を代理すべき若を、当該選挙の選挙権を有するものの中から、あらかじめ選任して置かなければならぬ。

2 選挙管理委員会の委員長は、南票管理若及びその職務を代理すべき若にともに事故があり、又はこれら若がともに欠けた場合には、直ちに選挙管理委員会又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に南票管理若の職務を管理すべき若を選任しなければならぬ。

3 教町村の区域を区域とする南票区においては、南票町村の選挙管理委員会は、その協議によつて当該選挙の選挙権を有する者の中から南票管理若に事故があり、又は南票管理若が欠けた場合には、つて、その職務を代理すべき若をあらかじめ選任して置かなければならぬ。その協議がととのわぬ場合には、和道村の選挙管理委員会がこれを選任する。

4 和道村の選挙管理委員会の委員長は、教町村の区域を区域とする南票区において、南票管理若及びその職務を代行すべき若にともに事故があり、又は南票管理若及びその職務を代理すべき若がともに欠けた場合には、直ちに南票町村の選挙管理委員会又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に南票管理若の職務を管理すべき若を選任しなければならぬ。

8のホ

5 参議院地方選出議員の選挙と参議院全国選出議員の選挙とを同時に行う場合には、市町村又は和道村の選挙管理委員会は、前四項の場合において、それと併せて参議院地方選出議員の選挙の南票管理若の職務を代理すべき若又は、これを管理すべき若を同時に参議院全国選出議員の選挙の南票管理若及びその職務代理者若の氏名等の指示。

第六十八條 市町村又は和道村の選挙管理委員会は、法第六十一條第二項の規定又は第六十六條若しくは前條の規定によつて南票管理若又はその職務を代理すべき若を選任した場合には、直ちにその若の住所及び氏名を告示しなければならぬ。

(南票立会人となるべき若の届出の方法)

第六十九條 候補若は法第六十二條第一項の規定によつてする南票立会人となるべき若の届出は、その若の住所、氏名及び生年日並びにその候補若の属する政党その他の政治団体の名称を記載した文書を添へて、且つ、これに本人の承諾書を添へてしなければならぬ。

(長の選挙を延期する場合の南票立会人)

第七十條 法第六十六條第五項の長の選挙の期日の延期に規定する事由が生じた地方公共団体の長の選挙の候補若が届け出た南票立会人となるべき若で、同法第六十二條第二項の規定又は同法第五項若しくは第六項の規定によつて南票立会人となるべき若が届け出たものがあるときは、その若の届出をした候補若は、同法第六十二條第一項の例により更に南票立会人となるべき若を届け出ることが出来る。

2 法第六十六條第五項に規定する事由を生じた地方公共団体の長の選挙においては、同法第六項の規定による届出又は推薦届出のあつた候補若が同法第六十二條第一項の規定により届け出た南票立

会人となるべき者、前項の規定による届出のあつた開票の立会人となるべき者及び開票立会人となつた者、候補者が死亡し又は候補者たることを辞した場合には、その者の届出にかゝる者を除く。〕について、同法第六十二條第二項から第八項まで、及び第十項の例により、開票立会人を定めるものとする。

（代理投票及び不在者投票の受理の決定）

第七十一條 開票管理委員は、第四十一條（代理投票の取扱い）及び第六十三條第四項（不受理又は拒否の決定を受けた不在者投票）の規定の適用を受けた投票については、法第六十六條第一項（投票の受理の決定）の例によつて、これを受理するかどうかを決定しなければならない。

（投票の点検）

第七十二條 開票管理委員は、投票を点検する場合においては、開票事務に従事する者二人に各別に同一の候補者の得票数を計算させなければならない。

（得票数の明証）

第七十三條 開票管理委員は、前項の計算が終了したときは、各候補者の得票数を明証しなければならない。

（開票録の送付）

第七十四條 開票管理委員は、法第六十六條第三項の規定による投票の点検の結果の報告をする場合において、あわせて開票録の写（市町村の選挙にあつては、開票録）を送付しなければならない。

（選挙人名簿の返付）

第七十五條 開票管理委員は、法第六十六條第三項の規定による報告をした後、直ちに投票管理員から送致された選挙人名簿又はその抄本を市町村の選挙管理委員会に返付しなければならない。

8の4

（点検済の投票等の送付）

第七十六條 開票管理委員は、点検済の投票の行跡無効を区別して、それぞれ別の封筒に入れ、開票立会人とともに封印をし、投票録及び開票録（市町村の選挙にあつては投票録）並びに開票に関する書類とともに市町村の選挙管理委員会、教町村の区域を区域とする開票区については、第七十七條第二項に規定する町村の選挙管理委員会）に送付しなければならない。

2. 開票管理委員は、第六十五條の規定によつて送致を受けた投票を、その封筒を開かないで、不受理の決定をした投票とともに前項の例により、市町村の選挙管理委員会、教町村の区域を区域とする開票区については、第七十七條第二項に規定する町村の選挙管理委員会）に送付しなければならない。

（開票に関する書類等の保存）

第七十七條 開票に関する書類は、市町村の選挙管理委員会において、当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は教育委員会の委員の任期満了後、保存しなければならない。

2. 教町村の区域を区域とする開票区においては、前項の書類は、関係町村の選挙管理委員会の協賛によつて定められた町村の選挙管理委員会において、その協賛がととのわないう場合には、却道村の選挙管理委員会が指定した町村の選挙管理委員会において、開票録、投票録及び投票とともに、前項の期向保存しなければならない。

（繰延開票の通知等）

第七十八條 法第七十三條（繰延開票）の規定によつて開票の期日を定めた場合においては、市町村の選挙管理委員会にあつては開票管理委員（地方自治法第五十五條第二項の市においては、区の選

選挙管理委員会を経て南栗管理区及び選挙長に、都道府県の選挙管理委員会にあつては、数町村の区域を区域とする南栗区、南栗管理区及び選挙長（参議院全席選出議員の選挙については選挙分会長）並びに市町村の選挙管理委員会に、地方自治法第五十五條第二項の市において、市の選挙管理委員会を経て区、市の選挙管理委員会に通知しなればならない。

2. 市町村の選挙管理委員会、地方自治法第五十五條第二項の市において、この選挙管理委員会、は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けた場合においては、直ちにその旨を南栗管理区（数町村の区域を区域とする南栗区）の南栗管理区を添く。）に通知しなればならない。

（南栗区、南栗管理区が選挙分会の区域と同一である選挙の特例）

第七十九條 第六十六條から第七十條まで、第七十四條及び第七十七條の規定は、法第七十九條第一項の規定によつて南栗の事務を選挙分会の事務に合せて行ふ場合においては、適用しない。

#### 第七章 選挙会及び選挙分会

（選挙長及び選挙分会長の職務代理者又は職務代理者の選任）

第八十條 選挙長若しくは選挙分会長に事故があり、又はこれらの者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者は、当該選挙の選挙長を有する者の中から、その選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（選挙分会長に關しては、都道府県の選挙管理委員会）があらかじめ選任して置かなければならない。

2. 選挙管理委員会の委員長は、選挙長若しくは選挙分会長及びその職務を代理すべき者とともに事故があり、又はこれらの者が欠けた場合においては、直ちに選挙管理委員会若しくは選挙管理委員会の書記の中から、臨時に選挙長又は選挙分会長の職務を管理すべき者を選任しなればならない。

9の外

（選挙長又は選挙分会長及びその職務代理者の氏名等の告示）

第八十一條 選挙管理委員会は、法第七十五條第三項又は前條の規定により選挙長若しくは選挙分会長又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなればならない。

（選挙立会人となるべき者の届出の方法）

第八十二條 第六十九條（南栗立会人となるべき者の届出の方法）の規定は、選挙立会人となるべき者の届出の方法に準用する。

（長の選挙を延期する場合の選挙立会人）

第八十三條 第七十條の規定は、法第八十六條第五項に規定する事由が生じた地方公共団体の長の選挙の選挙立会人に準用する。

（得票総数の明証）

第八十四條 選挙長又は選挙分会長は、法第八十條第一項若しくは第三項又は法第八十一條第一項若しくは第三項の規定によつて南栗管理区から受けた報告を調査する場合においては、各候補者の得票総数を明証しなればならない。

（選挙録等の送付）

第八十五條 選挙長又は選挙分会長は、選挙会又は選挙分会の事務が終了した場合においては、選挙長にあつては選挙録及び選挙会に、選挙分会に關する書類をその選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に、選挙分会長にあつては選挙録及び選挙分会に關する書類を都道府県の選挙管理委員会に、それぞれ送付しなればならない。

（選挙会又は選挙分会に關する書類の保存）

第八十六條 選挙会に属する書類は、当該選挙に属する事務を管理する選挙管理委員会において、当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は教育委員会の委員の任期満了後保存しなければならぬ。

2 選挙分会に属する書類は、都道府県の選挙管理委員会において、当該選挙に係る参議院議員の任期満了後保存しなければならぬ。

(繰延選挙会又は繰延選挙分会の通知等)

第八十七條 法第八十四條の繰延選挙会又は繰延選挙分会の規定により選挙会又は選挙分会の期日を定めるときは、当該選挙に属する事務を管理する選挙管理委員会(選挙分会に属しては都道府県の選挙管理委員会)は、選挙長又は選挙分会長に対し、直ちにその旨を通知しなければならぬ。

## 第八章 公取の候補者

(立候補の届出書又は推薦届出書に記載すべき事項等)

第八十八條 公取の候補者の届出書には、候補者となるべき者の氏名、本籍、住所、生年月日、職業及びその者の属する政党その他の政治団体の名称並びに法律によつて当該公取と兼ねることのできない職に在る者についてはその取組、地方公共団体の長の選挙の候補者については地方自治法第百四十二條の規定によつて禁止されている請負関係の有無をその取組に記載しなければならぬ。

2 公取の候補者の推薦届出書には、前項の規定する事項の外、推薦届出書の氏名、住所及び生年月日を記載し、且つ、候補者の承諾書及び推薦届出者が選挙人名簿に登録されている旨の当該市町村の選挙管理委員会の委員長の証明書を添えなければならぬ。

3 衆議院議員、参議院議員、都道府県及び市の議会の議員及び長並びに都道府県及び市の教育委員会の委員の選挙については、前二項の届出書は、法第九十二條の規定による候記をしたことを証明

する書面を添えなければならぬ。

4 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙については、第一項又は第二項の届出書に、法第九十四條の公営に要する経費の分担第一項の規定による納付をしたことを証明する書面を添えなければならぬ。但し、法第九十四條第三項の規定により同條第一項の規定による納付をすることを要しない者については、この限りでない。

5 法第八十九條の公務員の立候補制限の規定によつて在職中候補者となることのできない公務員が法第九十條の規定によつて立候補するための退職の届出をした場合においては、第一項又は第二項の届出書にそのことを証明する書面を添えなければならぬ。

6 第九十條(立候補できる公務員)の規定によつて、その取組を許さないで立候補する公務員に係る第一項又は第二項の届出書には、その者が同條各号の一に該当する者である旨の証明書又は説明書を添えなければならぬ。

7 第一項又は第二項の届出書に記載する政党及びその他の団体の名称については、その記載が真実であることを証明する当該政党その他の政治団体の証明書を添えなければならぬ。

8 第一項又は第二項の届出書の記載事項に異動を生じた場合においては、当該候補者又は推薦届出者は、直ちにその旨を文書をもつて選挙長に届け出なければならぬ。

(立候補の辞退届)

第八十九條 候補者であることを辞する旨の届出は、文書をもつてしなければならぬ。

2 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事若しくは市の議会の議員若しくは長又は都道府県若しくは市の教育委員会の委員の選挙の候補者が選挙の期日前十日以内に候補者たることを辞する場合においては、前項の文書にその辞退の理由を記載しなければならぬ。

(立候補できる公務員)

第九十條 法第八十九條第一項第二号及び第三号の規定によつて、在職中、公職の候補者となること  
ができる田又は地方公共団体の公務員は、別表第二を定める。

(公務員となつたため立候補の辞退とみなされた者の届出義務)

第九十一條 候補者は、公務員となつたために法第九十一條の規定によつて候補者であることを辞し  
たものとみなされるに至つた場合においては、直ちにその旨を選挙長に届け出なければならぬ。

(候補者に係る通知)

第九十二條 候補者の届出又は推薦届出があつた場合においては、選挙長は、直ちにその候補者の氏  
名、本籍、住所、生年月日、その属する政党その他の政治団体の名義及び職業を市町村の選挙管理  
委員会(参議院全国選出議員の選挙の候補者については、都道府県の選挙管理委員会)及び候補者  
の住所地の市町村の長(地方自治法第二百五十五條第二項の市においては区の長)に通知しなければ  
ならぬ。

2. 参議院全国選出議員の選挙の候補者については前項の通知があつた場合においては、都道府県の選  
挙管理委員会は、直ちにその旨を選挙分会長及び市町村の選挙管理委員会に通知しなければならぬ  
。

3. 候補者の住所地の市町村の長(地方自治法第二百五十五條第二項の市においては区の長)は、その  
候補者が死亡したことを知つた場合においては、直ちにその旨を選挙長に通知しなければならぬ。  
4. 選挙長は、候補者が候補者であることを辞し、死亡し、又は法第九十一條の規定によつて公務員  
となつたため候補者であることを辞したものとみなされるに至つたことを知つた場合においては、  
直ちにその旨を、参議院全国選出議員の選挙の候補者については都道府県の選挙管理委員会に、そ  
の他の選挙の候補者については市町村の選挙管理委員会に通知しなければならぬ。この場合にお  
いて、第二項の規定は参議院全国選出議員の選挙の候補者に係る通知に準用する。

5. 第一項、第二項及び前項の場合においては、教町村の区域を合せて設けた南粟区があるときは、こ  
れらの規定による通知は、あわせて、その南粟区の南粟管理者にもしなければならぬ。

。市町村の選挙管理委員会は、第一項、第二項又は第四項の通知を受け取つた場合においては、直ちに  
その旨を投票管理若しくは南粟管理若しくは教町村の区域を区域とする南粟区の南粟管理若しくは南粟  
(地方自治法第二百五十五條第二項の市においては、区の選挙管理委員会を経て投票管理若しくは南粟  
管理若しくは)通知しなければならぬ。

(供託物の返還)

第九十三條 衆議院議員、参議院議員、都道府県若しくは市の議会の議員若しくは長又は都道府県若  
しくは市の教育委員会の委員の選挙の候補者又は推薦届出者は、候補者が選挙の期日前十一日まで  
に候補者であることを辞した場合は、選挙の期日における投票所を閉くべき時刻までに死亡し、被選  
挙権を有しなくなつたために候補者であることを辞し、若しくは法第九十一條の規定によつて公務  
員となつたため候補者であることを辞したものとみなされるに至つた場合、又は選挙の全部が無  
効となつた場合においては、直ちに法第九十二條の規定する供託物の返還を請求することができる。  
2. 候補者は、その得票数が法第九十三條(供託物の返還)第一項各号に規定する数に達する場合、  
又は候補者が法第九十條、法第九十八條第三項及び第四項若しくは法第二百二十七條の規定によつて投  
票が行われなかつた場合においては、その選挙及び当選の効力が確定した後、直ちに法第九十二條に  
規定する供託物の返還を請求することができる。

第九章 地方公共団体の長の決選投票の特則

(長の決選投票の投票管理若、南票管理若、選挙長等)

第九十四條 地方公共団体の長の選挙の投票管理若、南票管理若及び選挙長並びにこれらの若の職務を代理すべき若は、当該選挙について法第七十七條第一項の規定による選挙(以下決選投票という)が行われる場合においては、それぞれその選挙の投票管理若、南票管理若及び選挙長並びにこれらの若の職務を代理すべき若とみなすものとする。

(決選投票の投票立会人、南票立会人及び選挙立会人)

第九十五條 地方公共団体の長の選挙の投票立会人は、決選投票の投票立会人となるものとする。

2. 地方公共団体の南票立会人及び選挙立会人並びにこれらの若とみなすべき若であつた若で、決選投票の候補若が届け出たものは、決選投票の南票立会人及び選挙立会人となるものとする。

(長の決選投票の投票所、南票所及び選挙会の場所)

第九十六條 地方公共団体の長の選挙の投票所、南票所及び選挙会の場所は、それぞれ決選投票の投票所、南票所及び選挙会の場所とするものとする。

第十章 選挙を同時に行うための特例

(投票用紙の調製)

第九十七條 法第七十九條第一項又は第二項の規定によつて、二以上の選挙を同時に行う場合においては、投票用紙は、各選挙ごとに別口に当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会が調製しなければならない。

(不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付)

第九十八條 法第七十九條第一項又は第二項の規定によつて同時に行う二以上の選挙については、第五

十三條第一項の規定によつて不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便をもちて送附する場合においては、市町村の選挙管理委員会の委員は、各選挙ごとに別口の投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便をもちて送附しなければならない。

(繰上投票の期日の告示及び通知)

第九十九條 市町村の選挙管理委員会は、法第二十條の同時選挙における繰上投票の規定によつて投票の期日を定めるときにおいては、直ちにその旨を告示し、且つ、数町村の区域を区域とする南票区の南票管理若及び市町村の選挙管理委員会に、地方自治法第七十五條第二項の市においては、市の選挙管理委員会を経て区別の選挙管理委員会に、通知しなければならない。

2. 市町村の選挙管理委員会(地方自治法第七十五條第二項の市においては、区別の選挙管理委員会)は、市町村の選挙管理委員会から前項の通知を受けるときにおいては、直ちにその旨を投票管理若及び南票管理若(数町村の区域を区域とする南票区の南票管理若を除く。)に通知しなければならない。

(繰上投票に關する通知)

第一百條 市町村の選挙管理委員会は、法第七十五條の同時選挙における繰上投票の規定によつて投票の期日を定めるときにおいては、市町村の選挙管理委員会に於ける数町村の区域を区域とする南票区の南票管理若及び選挙長並びに市町村の選挙管理委員会に(地方自治法第七十五條第二項の市においては、市の選挙管理委員会を経て区別の選挙管理委員会に)、直ちにその旨を通知しなければならない。

2. 市町村の選挙管理委員会は、市町村の選挙管理委員会から前項の通知を受けるときにおいては、直ちにその旨を投票管理若及び南票管理若(数町村の区域を区域とする南票区の南票管理若を除く。)

並に市町村の選挙の選挙長に通知しなければならぬ。但し、地方自治法第五十五條第二項の市においては、投票管理若しくは南票管理若しくは対する通知は、区の選挙管理委員会とするものとする。

(選挙管理若しくは南票管理若しくは対する通知)

第百一條 都道府県の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合において、天災事変その他避けることのできない事故に因つて南票を行ふことができないとき又は更に南票を行ふ必要があるときは、都道府県の選挙管理委員会は、更に期日を定めて南票を行ふことをしなければならない。

2. 都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定によつて南票の期日を定めるときにおいては、都道府県の選挙における数町村の区域を区域とする南票区の南票管理若しくは選挙長並びに市町村の選挙管理委員会に（地方自治法第五十五條第二項の市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会に）、直ちにその旨を通知しなければならない。

3. 市町村の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けるときにおいては、直ちにその旨を南票管理若しくは数町村の区域を区域とする南票区の南票管理若しくは除く。）及び市町村の選挙の選挙長に通知しなければならない。但し地方自治法第五十五條第二項の市においては、南票管理若しくは対する通知は、区の選挙管理委員会がするものとする。

(同時選挙において長選挙を延期する場合の各選挙の投票管理若しくは南票管理若しくは等)

第百二條 法第五十六條（同時選挙における長選挙の候補者が一人になつた場合の選挙期日の延期）第三項又は法第五十八條（同時に行ふ決選投票の期日の延期）第四項の場合においては、法第八十六條第五項の期日の延期の第三項に規定する事由が生じる前に選任された投票管理若しくは南票管理並びにこれらの職務を代理すべき者は、それと併せてその事由が生じた選挙及びこれと同時に進行されるべきであつた他の選挙の職務を代理すべき者となるものとする。

つた他の選挙の職務を代理すべき者となるものとする。

(同時選挙において長選挙を延期する場合の各選挙の投票立会人及び南票立会人)

第百三條 法第五十六條第三項及び法第五十八條第四項の場合においては、法第八十六條第五項又は法第五十七條第三項に規定する事由が生じる前に選任された投票立会人は、それと併せてその事由が生じた選挙及びこれと同時に進行されるべきであつた他の選挙の投票立会人となるものとする。

2. 法第五十六條第三項及び法第五十八條第四項の場合においては、法第八十六條第五項又は法第五十七條第三項に規定する事由が生じる前に選任された南票立会人は、その事由が生じた選挙と同時に進行されるべきであつた他の選挙の南票立会人となるものとする。

3. 法第五十六條第三項の場合において、法第八十六條第五項に規定する事由が生じた選挙の南票立会人は、第七十條の例によつて定める。

4. 法第五十八條第四項の場合において、法第五十七條第三項に規定する事由が生じた選挙の南票立会人は、第九十五條の例によつて定める。

(同時選挙において長選挙を延期する場合の各選挙の投票所及び南票所)

第百四條 法第五十六條第三項又は法第五十八條第四項の場合においては、法第八十六條第五項又は法第五十七條第三項に規定する事由が生じる前に告示された投票所及び南票所は、それと併せてその事由が生じた選挙及びこれと同時に進行されるべきであつた他の選挙の投票所及び南票所となるものとする。

(南票に關する規定を各選挙を通じて適用する場合)

第百五條 法第五十三條第一項（同時選挙における投票、南票及び選挙会に關する規定の適用）の規定中南票に關する部分は、南票区の区域を同じくする選挙を同時に行ふ場合について適用がある。

しとする。

(同時選挙において長の選挙を延期する場合の各選挙の選挙長、選挙立会人等)

第百六條 第百二條、第百三條第二項から第四項まで及び第百四條の規定は、法第百十九條第一項の應定によつて選挙会の区域を同じくする選挙を同時に行ふ場合において、法第百二十六條第三項及び法第百二十八條第四項の各選挙の選挙長及びその職務を代理すべき者、選挙立会人並びに選挙会の場所をそれぞれ兼用する。

(前記の区域が選挙会の区域と同一である選挙の特例)

第百七條 第百二條、第百三條及び第百四條の規定中前項に關する部分は、法第七十九條の規定によつて開票事務を選挙会の事務に合せて行ふ各選挙を同時に行ふ場合においては、適用しない。

#### 第十一章 選挙運動

(選挙事務所設置の届出の方法)

第百八條 法第百三十條第二項の規定による選挙事務所設置の届出は、選挙事務所所在地及びその設置の年月日並びに設置者が候補者である場合に於いてはその氏名、設置者が推薦届出者である場合に於いてはその氏名及び候補者の氏名を記載した文書を添へてしなければならない。

二 推薦届出者が選挙事務所を設置した場合における前項の届出書には、その設置について候補者の承諾を得たことを証明する書面を添へなければならない。この場合において、推薦届出者が教員あるときは、あわせてその代表者であることを証明する書面を添へなければならない。

三 選挙事務所が買取があつた場合における届出書は、前二項の例によつてしなければならない。

(選挙事務所の数の特例)

第百九條 法第百三十一條第一項但書及び第三項但書の規定によつて選挙事務所を五ヶ所まで設置す

の内

ることができる区域及び選挙事務所の数、それぞれ別表第三及び第四で定める。

(文書圖画の掲示者の氏名等の記載)

第百十條 選挙運動のための文書圖画(選挙事務所を標示するためのものを除く。)を掲示する者は、その裏面にその者の氏名及び住所を記載しなければならない。

(文書圖画の撤去)

第百十一條 法第百四十三條の文書圖画の掲示は第一号及び第四号に規定するポスター、立札、ちようちん及び看板の類は、選挙事務所を異動し若しくは廃止し、又は演説会若しくは街頭演説が終了した場合においては、直ちに撤去しなければならない。

(個人演説会開催の届出)

第百十二條 法第百六十三條の規定による個人演説会開催の届出は、知事府縣の選挙管理委員会が定める様式によつてしなければならない。

二 候補者が法第百六十一條第一項に規定する個人演説会を開催することができるときは施設(以下「個人演説会の施設」という。)を使用して個人演説会を開催しようとする場合に於いては、同一の施設に於いては、同時に二以上の個人演説会の開催の届出をし、又は既に申し出た使用の日を経過しない期間において新たな届出をすることができない。

三 個人演説会の施設を使用する時間は、一回について五時間を超えることはできない。

(個人演説会の開催の届出)

第百十三條 同一の個人演説会の施設を同一の日に使用すべき以上の届出があつた場合に於いては、これらの届出のうち後に到達した届出に係る届出をした者、届出書の到達が同時であつた時は既に当該施設を使用した回数が多い者、その回数が同じであるときは市町村の選挙管理委員会が

くちで定める者は、その申出た個人演説会を開催することができず。

(個人演説会の開催不能の通知)

第百十四條 市町村の選挙管理委員会は、前條の規定によつて個人演説会を開催することができない旨を決定した場合においては、直ちにその旨を当該候補者に通知しなければならぬ。

2. 前項の規定は、法第百六十五條(立会演説会開催当日の他の演説会者の制限)の規定によつて、申出に係る個人演説会を開催することができない場合に準用する。

(個人演説会の施設の管理若しに対する通知)

第百十五條 市町村の選挙管理委員会は、法第百六十三條の規定による申出があつた場合においては、前條の規定に該当する場合を除く外、直ちにその旨を候補者が使用するべき個人演説会の施設の管理若し(以下「管理若し」という。)に通知しなければならぬ。

(個人演説会の施設の使用の制限)

第百十六條 個人演説会の施設は、学校にあつてはその授業又は諸行事、その他のものにあつてはその業務又は諸行事に支障がある場合においては、個人演説会を開催するのために使用することができぬ。

(個人演説会開催の可否に関する管理若しの通知)

第百十七條 第百十五條(管理若しに対する通知)の規定による通知があつた場合においては、管理若しは、前條の規定によつて個人演説会の施設を使用することができないかどうかを決定し、直ちにその旨を市町村の選挙管理委員会及びその通知に係る候補者に通知しなければならぬ。

2. 前項の規定をする場合において、学校の管理若しが学校長でない場合には、あらかじめ当該学校長の意見を詢けなければならぬ。

12の外

(個人演説会の施設の使用予定表の提出)

第百十八條 市町村の選挙管理委員会は、個人演説会の施設の管理若しに対して、その施設を使用して個人演説会を開催することができずの時、その予定表の提出を求めることができる。

(個人演説会の施設の設備)

第百十九條 第百十五條の規定による通知があつた場合においては、第百十六條(個人演説会の施設の使用の制限)の規定に該当する場合を除く外、管理若しは、個人演説会の施設に、照明の設備、演壇、聴衆席等個人演説会開催のために必要設備(暖房の設備を除く。)をしなければならぬ。但し、第百二十條(個人演説会の施設の使用に関する費用の納付)第一項の規定によつて費用を納付すべき候補者がこれをしていない場合には、この限りでない。

2. 管理若しは、市町村の選挙管理委員会の承認を得て、前項の規定によつてする設備の程度その他の施設(設備を含む。)の使用について必要事項を定めてあらかじめ公表しなければならぬ。

3. 管理若しは、天災その他のやむを得ない事由がある場合においては、第一項に規定する設備をすることとを要しない。この場合においては、管理若しは、直ちにその旨を市町村の選挙管理委員会及び第百十五條の規定による通知に係る候補者に通知しなければならぬ。

4. 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならぬ。

5. 候補者は、第一項の規定による設備の外、自ら個人演説会の開催のために必要設備をすることとができる。

(個人演説会の施設の使用に関する費用の納付)

第百二十條 候補者は、第百十七條の規定によつて個人演説会を開催することができない旨の通知を受

けた場合においては、前條第三項の規定に該当する場合及び法第六十四條、法第六十三條第十号及び法第六十四條第一項第一号へ個人演説会の施設の無料使用の規定によつて又又は地方公共団体がその費用を負担する場合を除き、当該個人演説会の施設（設備を含む。）の使用のために必要な費用を、あらかじめ、管理若しくは納付しななければならない。

2. 前項の規定による納付金は、これを納付した後に前條第三項に規定する事由が生じた場合、又は当該個人演説会の施設（個人又は地方公共団体の管理に属するものに限る。）を使用すべき日の前二日までに、候補者からこれを受用しない旨の申出があつた場合においては、候補者からこれを返さなければならぬ。

3. 第一項の規定による納付金は、当該個人演説会の施設の所有者の収入となるものとする。

（個人演説会の施設の公営のために納付すべき費用）

第二十一條 前條の規定によつて候補者が納付すべき費用の額は、管理若しくは市町村の選挙管理委員会の承認を得てこれを定めてあらかじめ告示しておかなければならぬ。

2. 市町村の選挙管理委員会、前項の承認を与えた場合においては、直ちにその承認した費用の額を都道府県の選挙管理委員会に報告しななければならない。

3. 都道府県の選挙管理委員会は、前項の報告を受けた場合においては、直ちにその額を告示しななければならない。

（施設又は設備の損害賠償）

第二十二條 候補者又はそのために選挙運動をする者が個人演説会の施設又は設備を損壊した場合においては、その候補者及びその損害を賠償し、又は施設又は設備を原状に回復しななければならない。（個人演説会の施設の公営に要する費用の交付）

12の丙

第二十三條 法第六十四條、法第六十三條、法第六十四條第一項第一号へ個人演説会の施設の無料使用の規定によつて国又は地方公共団体が負担する個人演説会の施設（設備を含む。）に関する費用の額は、衆議院議員又は参議院議員の選挙にあつては国が、地方公共団体の選挙にあつては当該地方公共団体が、それぞれ設置する学校その他の施設に関するものを除く外、第二十一條第一項の規定によつて定められた費用の額によつて、国又は地方公共団体が、当該学校その他の施設の所有者に交付する。

十号及び法

（国立学校又は都道府県立学校の場合の特例）  
第二十四條 第二十五條、第二十七條第一項、第二十八條から第二十一條まで及び前條の規定中「管理若しくは」とあるのは、国立学校及び都道府県立の学校においては、「学校長」と読み替へるものとする。

（個人演説会の開催の手続の細目）  
第二十五條 第二十二條から前條までに定めるものを除く外、法第六十一條第一項に規定する公営施設を使用する個人演説会の開催の手続の細目は、市町村の選挙管理委員会が定める。

（選挙公報の掲載文の申請の期限）  
第二十六條 都道府県の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示があつた後、直ちに法第六十八條第一項へ選挙公報の掲載文の申請の期限の規定による申請の期限を告示しななければならない。

第十二章 選挙運動に関する収入及び支出

（長の選挙の期日を延期する場合の選挙運動に関する収支の報告）

第二十七條 法第六十六條第五項へ長の選挙の期日の延期又は法第六十六條第二項へ長の同時選挙の期日の延期の規定によつて地方公共団体の長の選挙の期日を延期する場合においては、法

第百八十九條（選挙運動に用する収入及び支出の報告書の提出）第一項第一号に規定する当該選挙の期日及び選挙の期日並びに同項第二号に規定する「当該選挙の期日」は、法第三十三條第三項、法第三十四條第六項又は法第百十九條第三項の規定によつて告示された当該地方公共団体の長の選挙の期日をいい、法第百八十九條第一項第二号に規定する選挙の期日は、法第八十六條第五項又は法第百二十六條第二項の規定によつて延期された当該地方公共団体の長の選挙の期日をいうものとす。

2 法第百二十八條第三項（同時に行う改選投票の期日の延期）の規定によつて地方公共団体の長の選挙の期日を延期する場合における選挙運動に關する収入及び支出の報告書は、法第百八十九條第二項の例によつて提出しなければならない。

（長の選挙の期日を延期する場合の選挙運動の費用）

第百二十八條 法第八十六條第五項、法第百十七條第三項、法第百二十六條第二項及び法第百二十八條第三項の規定によつて、選挙の期日が延期される地方公共団体の長の選挙の選挙運動の費用は、法第百九十四條（選挙運動に關する支出金額の制限）第一項第四号又は第二項の規定による額に、それそれ、この額の十二分の一に相当する額（百円未満の端数がある場合は、これを百円とする。）を加え、額をこえることができない。

2 地方公共団体の長の選挙を延期すべき事由が生じた場合においては、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちに前項の規定による額を告示しなければならない。

3 前項の規定による告示は、法第百九十八條（選挙運動に關する支出金額の制限額超過による当該運動の適用については、同法第百九十六條（選挙運動に關する支出金額の制限の額の告示）の規定による告示とみなす。）

（選挙人名簿に登録されている者の総数）

第百二十九條 法第百九十四條第一項各号及び法第百九十五條第一項各号に規定する当該選挙人名簿に登録されている者の総数は、当該選挙人名簿の確定の日においてこれに登録されている者の総数とする。

### 第十三章 市町村の境界の変更があつた場合の選挙の執行の特例

（再選挙及び補欠選挙における投票区、開票区、選挙区等）

第百三十條 法第百九條（衆議院議員等の再選挙）法第百十條（地方公共団体の議会の議員等の再選挙）及び法第百十三條（補欠選挙）の規定による衆議院議員、都道府県の議員、及び選挙区のある市町村の議会の議員の選挙の投票区、開票区及び選挙区は、法第三十一條（総選挙）又は法第三十三條（一般選挙等）の規定による選挙があつた後に、これらの区域に変更が生じた場合においては、その変更があつた後のこれらの区域によるものとする。

2 前項の規定は、法第百九條（衆議院地方選出議員、地方公共団体の長及び教育委員会の委員等の再選挙）、第百十條（地方公共団体の議会の議員等の再選挙）及び第百十三條（補欠選挙）の規定による衆議院地方選出議員、選挙区のない市町村の議会の議員並びに地方公共団体の長及び教育委員会の委員の選挙の投票区、開票区及び選挙区で行う区域に準用する。

（選挙の一部無効に因る再選挙が行われる投票区、開票区、選挙区等）

第百三十一條 選挙の一部が無効となつたために法第百九條又は法第百十條の規定によつて再選挙を行つべき投票区、開票区、選挙区及び選挙を行つた区域に異動が生じた場合においては、当該再選挙におけるこれらの区域は、前條第一項の規定にかかわらず、これらの異動が生じた前の区域による。この場合において、開票区域が二以上の都道府県又は市町村にわたるときは、全国選挙管理委員会

又は都道府県の選挙管理委員会が当該選挙に関する事務を行ふべき都道府県又は市町村の選挙管理委員会（地方自治法第百五十五條第二項の市の区選挙管理委員会を含む。）を指定するものとする。

2 前項の再選挙を行う場合において、第十九條（選挙人名簿の移送又は引継）第一項又は第二項の規定による移送又は引継を受けた選挙人名簿があるときは、当該市町村の選挙管理委員会が、その再選挙の告示があつた後直ちに、その選挙人名簿又はその中の関係部分をもその再選挙の投票管理者に送付しなければならない。

3 第一項の再選挙の執行に関する手続は、第二項に定めるものを除く外、全国選挙管理委員会が定める。

（一部の繰延投票に関する準用）

第百三十二條 前條の規定は、一部の区域についての規定による繰延投票が行われる選挙の投票区、市、選挙区及び選挙を行う区域に準用する。

#### 第十四章 補則

（特別市に対する市に關する規定の適用）

第百三十三條 第一條（住所要件を充たない者の選挙権取得の手続）、第九條（人口に比例しない議員の定数）、第十條（議員の基本選挙人名簿の登録）、第十九條第五項（移送又は引継を受けた選挙人名簿）及び第二十七條（投票所の閉鎖時刻の特例）中市に關する規定は、特別市に適用する。

（特別市に都道府県に關する規定を適用する場合）

第百三十四條 衆議院議員、参議院議員並びに特別市の議員、長及び教育委員会の委員の選挙については、前條に定めるところを除く外、この政令中「都道府県」に關する規定を特別市に適用する。

#### 第十五章 附則

この場合においては、特別市の行政区は、市とみなす。

（行政区の区長の選挙事務の管理）

第百三十五條 行政区の区長の選挙に關する事務は、当該行政区の選挙管理委員会が管理する。

（行政区の区長の選挙権及び被選挙権）

第百三十六條 特別市の議会の議員の選挙権を有する者で、行政区の区域内に住所を有するものは、当該行政区の区長の選挙権を有する。

2 日本国民で年令二十五年以上の者は、行政区の区長の被選挙権を有する。

（行政区の区長の選挙に對する市町村の選挙に關する規定の準用）

第百三十七條 法及びこの政令中市長の選挙に關する規定は、行政区の区長の選挙に準用する。但し、これらの規定中「都道府県」、「都道府県の選挙管理委員会」又は「都道府県知事」とあるのは、それぞれ、「特別市」、「都道府県の選挙管理委員会」又は「特別市の市長」と読み替へるものとする。

（特別区に對する市に關する規定の適用）

第百三十八條 この政令中市に關する規定は、特別区に適用する。但し、第一條（住所要件を充たない者の選挙権取得の手続）中「市町村」において「とあるのは、特別区の存する区域において」と読み替へるものとする。

（投票事務組合等に對する法及びこの政令の適用）

第百三十九條 町村の投票事務組合及び教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）第三條第一項但書の規定によつて小中学校に關する事務を処理する教育委員会を設置したために設けた町村の一部事務組合については、これらの組合を組織する町村又は町村の選挙管理委員会は、法第九條（選挙権）

第二項及び第三項、法第二十條（基本選挙人名簿の編纂）第一項、法第二十二條（基本選挙人名簿の修正）並びに法第二十六條（補正選挙人名簿の編纂）第一項及び第二項並びに第三條、第十四條及び第十七條から第二十三條までの規定する町村又は町村の選挙管理委員会とみなし、当該町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿の調整及びこれに附する事務を行うものとする。但し当該町村に選挙管理委員会がない場合は、当該町村の選挙管理委員会がこれら事務を行うものとする。

（地方公共団体の組合に対するこの政令の適用）

第四十條 地方公共団体の組合の選挙及びその組合に設置した教育委員会の委員の選挙については、法律又はこの政令に特別の定めがあるものを除く外、都道府県及び特別市の加入するものにあつては、この政令中、都道府県に關する規定、市及び特別市の加入するもので、都道府県及び特別市の加入しないものにあつては、この政令中市に關する規定、その他この政令中、特別市に關する規定を適用する。

衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長並びに都道府県の教育委員会の委員会の候補の選挙に關してこの政令の規定を適用するについては、全部事務組合又は役務事務組合は一町村とみなし、その組合役場は町村役場とみなす。

（財産区の議会の議員の選挙事務の管理）

第四十一條 地方自治法第二十九條（財産区に關する條例の制定）に規定する條例で定めるものを除く外、この政令中、町村の議会の議員の選挙に關する規定は、財産区の議会の議員の選挙に適用する。

2. 財産区の議会の議員の選挙に關する事務は、その属する市町村又は特別市若しくは特別区の選挙

管理委員会が管理するものとする。

（特定の市の区に対するこの政令の適用）

第四十二條 地方自治法第五十五條第二項の市においては、第二條から第六條までの規定中市に關する規定は、その市の区に適用する。

2. 地方自治法第五十五條第二項の市においては、第二十七條（投票所の開閉時刻の特例）、第九十二條（候補者に關する通知）、第九十九條（知人演説会の施設の設備）第二項、第一百二十一條（知人演説会の施設の使用のために納付すべき費用）及び第二百二十四條（知人演説会の開催の手続の細目）の規定を除く外、この政令中市の選挙管理委員会に關する規定は、区の選挙管理委員会に適用する。

（人口の定義）

第四十三條 法及びこの政令における人口は、官報で公示された最近の人口による。但し、官報

公示の人口の調査期日以後において、都道府県、市又は市町村の境界に變更があつた場合においては、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十六條（市町村の人口の告示）又は法第七十七條（市町村及び地方自治法第五十五條第二項の市の人口の告示）の規定によつて、都道府県知事が告示した人口による。

（選挙に關する届出等の時間）

第四十四條 選挙人、候補者、候補者の推薦所出者、候補者の出納責任者その他の選挙に關係ある者が、法令の規定によつてする選挙管理委員会、選挙長、選挙分会長、簡易管理者、投票管理員等に對してする届出、請求、申出その他の選挙に關する行為は、法令に特別の定めがある場合を除く外、これらの旨の、職務時間中にしなればならない。なお、選挙の期日の公示又は告示の日後選挙の

期日までの間及び選挙人名簿の縦断期間中は、日曜日その他の休日及び土曜日において、平日の職務時間と相当する時間中は、これらの行務をすることが出来る。

、選挙人名簿等の様式。

第百四十五條 選挙人名簿及びその抄本、法第二十一條第二項の籍貫名簿、第十二條第二項の籍貫の直轄書、籍貫に交付する選挙人名簿登録証明書、衆議院議員及び参議院議員の選挙の投票用紙、投票票、第三十八條第二項の選挙投票である旨の印、仮投票用の封筒、不在者投票の事由に該当する旨の証明書、不在者投票用の封筒、不在者投票証明書及びこれをに入れる封筒、南東立会人及び選挙立会人となるべき旨の届出書、候補者の届出書及び推薦届出書、投票紙、不在者投票に關する調書、南東録並に送呈録、当選証書の様式は、それぞれ総理府令で定める。

（特定の選挙を行わない区域）

第百四十六條 東京都八丈支庁管内、青ヶ島村においては、衆議院議員、参議院議員、東京都の議会議員若しくは長又は東京都の教育委員会の委員の選挙は、当分の間、行わない。

#### 附 則

この政令は、昭和二十五年五月一日から施行する。

別表第一 省 略

別表第二

一、臨時に雇用され、且つ、主として肉体的、機械的の事務に従事する者又は地方公共団体の公務員へ国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百二條（政治的行政の制限）の規定の適用を受けざる者を除く。）

二、左に掲げる者を除く外、非常勤の委員、顧問、参与その他これに準ずる職にある者又は地方公共

14の内

#### 団体の公務員

統計委員会委員

公正取引委員会委員長及び委員

全国選挙管理委員会委員

国家公安委員会委員

地方財政委員会委員

公取寄格訴訟審査委員会委員

外国為替管理委員会委員長及び委員

電波管理委員会委員

土地調査委員会委員

中央更生保護委員会委員

地方少年保護委員会委員

地方法人保護委員会委員

司法試験管理委員会委員

公認会計士管理委員会委員

証券取引委員会委員

船員中央労働委員会委員

船員地方労働委員会委員

中央労働委員会委員

公共企業体仲裁委員会委員

国自派道中央調停委員会委員  
 國自派道地方調停委員会委員  
 興産公社中央調停委員会委員  
 興産公社地方調停委員会委員  
 外資委員会委員長及び委員  
 地方公共団体の選挙管理委員会（地方自治法第百五十五條第二項の市の区及び行政区の選挙管理委員会を含む。）委員  
 監査委員  
 地方公共団体の公安委員会委員  
 教育委員会委員  
 農業委員会委員  
 漁業調整委員会（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を除く。）委員  
 地方自治委員会委員

別表第三

選挙区

北海道 第五区

長崎県 第二区

別表第四

選挙区

北海道

選挙事務所の数

三箇所

三箇所

選挙事務所の数

五箇所

岩手県  
 福島県  
 茨城県  
 群馬県  
 埼玉県  
 千葉県  
 東京都  
 神奈川県  
 新潟県  
 長野県  
 岐阜県  
 静岡県  
 愛知県  
 京都府  
 大阪府  
 兵庫県  
 奈良県  
 和歌山県  
 福岡県  
 長崎県

三箇所  
 三箇所  
 三箇所  
 三箇所  
 三箇所  
 三箇所  
 三箇所  
 三箇所  
 三箇所  
 三箇所  
 三箇所  
 三箇所  
 三箇所  
 三箇所  
 三箇所  
 三箇所  
 三箇所  
 三箇所  
 三箇所

底本  
底本

三箇所  
三箇所

